

平成27年度

第64回 明新会通常総会

日時：平成27年 5 月23日(土) 14：20～

場所：フェニックス・プラザ 地下 会議室

○ 開 会 の 辞	実 行 委 員 長	渡 辺 恒 治
○ あ い さ つ	理 事 長	田 中 廣 昌
	校 長	佐々木 栄 秀
○ 来 賓 紹 介		
○ 祝 電 披 露		
○ 議 題	(1) 平成26年度事業報告並びに貸借対照表及び 損益計算書（正味財産増減計算書）について 会計監査報告	
	(2) 平成27年度事業計画書及び収支予算書について	
	(3) 新代議員選出について	
	(4) その他	
○ 表 彰	受 賞 者	中 島 玲 子（昭和30年卒） 中 田 紀代子（昭和28年卒）
○ 各 支 部 報 告		
○ 閉 会 の 辞		

記念講演 13:00~14:10 / 2階 小ホール

講師 ロバート キャンベル 氏 日本文学研究者・東京大学大学院教授

近世・近代日本文学が専門で、とくに19世紀（江戸後期～明治前半）の漢文学と、漢文学と関連の深い文芸ジャンル、芸術、メディア、思想などに関心を寄せている。テレビでMCやニュース・コメンテーター等をつとめる一方、新聞雑誌連載、書評、ラジオ番組出演など、さまざまなメディアで活躍中。

懇親会 15:30～17:30 ／ 1階 大ホール

- | | |
|------------|----------------|
| 1. オープニング | 9. 合唱「同じ窓から」 |
| 2. 開会の辞 | 10. 校歌斉唱 |
| 3. 理事長挨拶 | ・ 福井中学校第一校歌 |
| 4. 来賓ご祝辞 | ・ 福井高等女学校校歌 |
| 5. 来賓・恩師紹介 | ・ 福井県立藤島高等学校校歌 |
| 6. 乾杯 | 11. 万歳三唱 |
| 7. 祝宴 | 12. 閉会の辞 |
| 8. 会旗引き継ぎ式 | |

平成26年度 事業報告

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

平成26年	平成27年
4月14日(月) 第1回名簿委員会	1月8日(木) 第9回会報委員会
17日(木) 第1回資料委員会	9日(金) 第2回総会委員会
22日(火) 平成25年度会計監査	10日(土) 財務委員会
第1回IT委員会	13日(火) 第9回名簿委員会
26日(土) 第1回常任委員会委員長会議	17日(土) 第4回理事会及び代議員総会及び 新年会(ホテルフジタ福井)
5月7日(水) 第1回会報委員会	24日(土) 第10回資料委員会
21日(水) 明新会福井市役所支部総会 (ホテルフジタ福井)	28日(水) 第10回名簿委員会
23日(金) 第16回ようこそ先輩	29日(木) 第10回会報委員会
24日(土) 第1回理事会及び第63回明新会 通常総会(フェニックス・プラザ)	31日(土) 第11回資料委員会
6月4日(水) 第2回名簿委員会	2月14日(土) 第12回資料委員会
10日(火) 第2回IT委員会	16日(月) 第11回会報委員会
11日(水) 第2回会報委員会	17日(火) 第11回名簿委員会
13日(金) 第2回理事会及び第63回明新会 通常総会反省会(ユアーズホテルフクイ)	第3回IT委員会
14日(土) 第2回資料委員会	27日(金) 明新会生徒表彰式
28日(土) 東京明新会総会(東海大学校友館)	28日(土) 平成28年度第65回通常総会幹事 学年打合せ会(平成元年卒)
7月2日(水) 第1回総会委員会	3月2日(月) 第66回卒業式・明新会入会式 明新会報発刊(第62号)
9日(水) 第3回名簿委員会	14日(土) 第13回資料委員会
13日(日) 金沢明新会総会(アパホテル金沢駅前)	17日(火) 第12回名簿委員会
23日(水) 第3回会報委員会	18日(水) 第12回会報委員会
26日(土) 第3回資料委員会	20日(金) 明新会県庁支部総会(国際交流会館)
30日(水) 第4回名簿委員会	28日(土) 第14回資料委員会
8月9日(土) 第4回資料委員会	
20日(水) 第4回会報委員会	
30日(土) 第5回資料委員会	
9月17日(水) 第5回名簿委員会	
27日(土) 第6回資料委員会	
10月1日(水) 第5回会報委員会	
4日(土) 近畿明新会総会(ホテルグランヴィア大阪)	
14日(火) 第3回理事会	
22日(水) 第6回名簿委員会	
11月1日(土) 第7回資料委員会	
5日(水) 第6回会報委員会	
19日(水) 第7回名簿委員会	
22日(土) 中京明新会総会(中日パレス)	
12月1日(月) 第8回資料委員会	
3日(水) 第7回会報委員会	
17日(水) 第8回名簿委員会	
20日(土) 第9回資料委員会	
24日(水) 第8回会報委員会	

貸借対照表

平成27年 3 月31日現在

(一般会計)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
預金 福井銀行田原町支店	12,995,952	11,295,276	1,700,676
未収金 (グラウンド地代:平成26年度分)	5,583,372	5,712,775	△ 129,403
流動資産合計	18,579,324	17,008,051	1,571,273
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金 福井信用金庫大名町支店	20,000,000	20,000,000	0
福邦銀行本店	20,000,000	20,000,000	0
福井銀行本店	10,000,000	10,000,000	0
北陸銀行福井支店	10,000,000	10,000,000	0
土 地			
藤島高校グラウンド 3,805.98㎡	190,000,000	190,000,000	0
固定資産合計	250,000,000	250,000,000	0
資産合計	268,579,324	267,008,051	1,571,273
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	268,579,324	267,008,051	1,571,273
(うち基本財産への充当額)	(250,000,000)	(250,000,000)	(0)
正味財産合計	268,579,324	267,008,051	1,571,273
負債及び正味財産合計	268,579,324	267,008,051	1,571,273

正味財産増減計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(一般会計)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	(5,677,659)	(5,876,846)	(△ 199,187)
基本財産受取利息	94,287	164,071	△ 69,784
基本財産受取賃貸料	5,583,372	5,712,775	△ 129,403
② 受取会費	(5,817,467)	(8,391,400)	(△ 2,573,933)
継続会費	4,117,467	6,696,400	△ 2,578,933
新入会員会費	1,700,000	1,695,000	5,000
③ 受取寄付金	(0)	(10,000)	(△ 10,000)
④ 雑収益	(380,444)	(924,738)	(△ 544,294)
一般財産受取利息	2,444	1,738	706
創立150周年記念誌・写真集代	69,000	123,000	△ 54,000
雑収益	309,000	800,000	△ 491,000
経常収益計	11,875,570	15,202,984	△ 3,327,414
(2) 経常費用			
① 公益目的事業費	(1,814,829)	(2,038,463)	(△ 223,634)
② 一般事業費	(5,136,243)	(6,655,019)	(△ 1,518,776)
租税公課	1,651,900	1,693,400	△ 41,500
会報発行費	1,946,801	3,223,641	△ 1,276,840
慶弔費	50,000	10,000	40,000
支部強化費	900,000	900,000	0
総会費	200,000	200,000	0
諸会議費	341,090	311,091	29,999
広告費	5,400	234,150	△ 228,750
雑 費	41,052	82,737	△ 41,685
③ 管理費	(3,353,225)	(2,703,835)	(649,390)
印刷費	0	56,175	△ 56,175
消耗品費	29,160	62,777	△ 33,617
通信費	23,354	106,465	△ 83,111
旅費	181,910	190,390	△ 8,480
給料手当	2,360,000	1,695,000	665,000
福利厚生費	445,057	124,158	320,899
備品購入費	0	0	0
雑費	313,744	468,870	△ 155,126
経常費用計	10,304,297	11,397,317	△ 1,093,020
当期経常増減額	1,571,273	3,805,667	△ 2,234,394
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
当期一般正味財産増減額	1,571,273	3,805,667	△ 2,234,394
一般正味財産期首残高	267,008,051	263,202,384	3,805,667
一般正味財産期末残高	268,579,324	267,008,051	1,571,273
II 正味財産期末残高	268,579,324	267,008,051	1,571,273

財 産 目 録

平成27年 3 月31日現在

(一般会計)

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金 額
I 資産の部 (流動資産)			
一般財産	預 金	普通預金福井銀行田原町支店	12,995,952
	未 収 金	福井県藤島高校グラウンド土地賃借料	5,583,372
流動資産合計			18,579,324
(固定資産)			
基本財産	預 金	定期預金 福井信用金庫大名町支店	20,000,000
		福邦銀行本店	20,000,000
		福井銀行本店	10,000,000
		北陸銀行福井支店	10,000,000
	土 地	3,805.98㎡ 藤島高校グラウンド	190,000,000
		福井市文京2丁目802番1	
		福井市文京2丁目802番3	
固定資産合計			250,000,000
資 産 合 計			268,579,324
II 負債の部 (流動負債)	未 払 金		0
流動負債合計			0
負 債 合 計			0
正 味 財 産			268,579,324

財務諸表に対する注記

1. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 預 金	60,000,000	0	0	60,000,000
土 地 (藤島高校グラウンド)	190,000,000	0	0	190,000,000
合 計	250,000,000	0	0	250,000,000

2. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債 に対する額)
基本財産 預 金	60,000,000	(0)	(60,000,000)	—
土 地 (藤島高校グラウンド)	190,000,000	(0)	(190,000,000)	—
合 計	250,000,000	(0)	250,000,000	0

平成26年度一般会計収支計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	(5,874,775)	(5,677,659)	(197,116)	
基本財産受取利息	162,000	94,287	67,713	定期預金利息
基本財産受取賃貸料	5,712,775	5,583,372	129,403	藤島高校グラウンド土地(H26年度分)
②受取会費	(3,720,000)	(5,817,467)	(△2,097,467)	
継続会費	2,000,000	4,117,467	△2,117,467	継続会費
新入会員会費	1,720,000	1,700,000	20,000	@5,000×340名分
③受取寄付金	(50,000)	(0)	(50,000)	
④雑収益	(455,000)	(380,444)	(74,556)	
一般財産受取利息	5,000	2,444	2,556	普通預金利息
創立150周年記念誌	50,000	69,000	△19,000	創立150周年記念誌・写真集代
雑収益	400,000	309,000	91,000	総会お祝金 等
事業活動収入計	10,099,775	11,875,570	△1,775,795	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備 考
2. 事業活動支出				
①公益目的事業費	2,000,000	1,814,829	185,171	内訳(1)
② (一般事業費)	(5,543,400)	(5,136,243)	(407,157)	
租税公課	1,693,400	1,651,900	41,500	固定資産税・都市計画税
会報発行費	2,000,000	1,946,801	53,199	(第62号発行)経費 等
慶弔費	50,000	50,000	0	香典・橋本左内先生生誕祭・墓前祭
支部強化費	900,000	900,000	0	各支部への事業費・支部総会お祝金
総会費	200,000	200,000	0	第64回総会準備金(昭和63年卒)
諸会議費	300,000	341,090	△41,090	理事会会議費 等
広告費	300,000	5,400	294,600	高校野球福井大会広告代
雑 費	100,000	41,052	58,948	ホームページ総会サイトレンタルサーバー代 等
③ (管理費)	(3,430,000)	(3,353,225)	(76,775)	
印刷費	100,000	0	100,000	
消耗品費	30,000	29,160	840	プリンタトナーカートリッジ代
通信費	200,000	23,354	176,646	会議案内発送 等
旅費交通費	200,000	181,910	18,090	県外支部総会出席への旅費
給料手当	2,400,000	2,360,000	40,000	事務員手当
福利厚生費	200,000	445,057	△245,057	労働保険・社会保険料、中退共退職金掛金
備品購入費	100,000	0	100,000	
雑 費	200,000	313,744	△113,744	郵便振替手数料・残高証明書手数料 他
事業活動支出計	10,973,400	10,304,297	669,103	
予 備 費	16,134,426	0	16,134,426	
当期収支差額	△17,008,051	1,571,273	△18,579,324	
前期繰越収支差額	17,008,051	17,008,051	0	
次期繰越収支差額	0	18,579,324	△18,579,324	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、普通預金、未収金、未払金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記 2 に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
普 通 預 金	11,295,276	12,995,952
未 収 金	5,712,775	5,583,372
合 計	17,008,051	18,579,324
未 払 金	0	0
合 計	0	0
次期繰越収支差額	17,008,051	18,579,324

(1) 平成26年度公益目的事業費支出の部内訳

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
育英文化事業費	(1,500,000)	(1,514,989)	(△14,989)	
	80,000	79,951	49	図書購入費補助
	100,000	88,280	11,720	オープンスクール経費補助
	500,000	535,150	△35,150	卒業生激励費 ・ 卒業証書ホルダー ・ 部活動・皆勤賞表彰記念品
	(820,000)	(811,608)	(8,392)	教育振興費
	150,000	150,000	0	・ 弓道部
	200,000	191,808	8,192	・ 女子バレーボール部
	470,000	469,800	200	・ 弦楽部
講演会費	500,000	299,840	200,160	総会記念講演会費(会場費等) 総会お知らせ広報代 (福井新聞・日刊県民福井)
合 計	2,000,000	1,814,829	185,171	

貸借対照表

平成27年 3 月31日現在

(名簿会計)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
預 金	16,571,603	12,353,179	4,218,424
流動資産合計	16,571,603	12,353,179	4,218,424
資産合計	16,571,603	12,353,179	4,218,424
II 正味財産の部			
1. 一般正味財産	16,571,603	12,353,179	4,218,424
正味財産合計	16,571,603	12,353,179	4,218,424

正味財産増減計算書

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(名簿会計)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
広告協賛費	2,110,000	0	2,110,000
一般協賛費	1,840,000	0	1,840,000
名簿代金	3,847,600	308,000	3,539,600
受取利息	18,905	1,392	17,513
経常収益計	7,816,505	309,392	7,507,113
(2)経常費用			
管理費	(3,598,081)	(47,428)	3,550,653
名簿印刷費	0	0	0
名簿発送費	0	25,720	△ 25,720
会議費	6,400	14,378	△ 7,978
通信費	1,723,468	0	1,723,468
一般印刷費	1,351,015	0	1,351,015
消耗品費	24,828	0	24,828
傭人費	50,000	0	50,000
備品購入費	362,250	0	362,250
雑 費	80,120	7,330	72,790
経常費用計	3,598,081	47,428	3,550,653
当期経常増減額	4,218,424	261,964	3,956,460
当期一般正味財産増減額	4,218,424	261,964	3,956,460
一般正味財産期首残高	12,353,179	12,091,215	261,964
一般正味財産期末残高	16,571,603	12,353,179	4,218,424
II 正味財産期末残高	16,571,603	12,353,179	4,218,424

財 産 目 録

(平成27年 3 月31日現在)

(名簿会計)

(単価：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
普通預金	福井銀行田原町支店	11,571,603
定期預金	福井信用金庫大名町支店	5,000,000
資 産 合 計 (正味財産)		16,571,603

平成26年度名簿会計収支計算書

(平成26年 4 月 1 日～平成27年 3 月31日)

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
広告協賛費	2,000,000	2,110,000	△ 110,000	
一般賛助費	1,000,000	1,840,000	△ 840,000	
名簿代金	5,400,000	3,847,600	1,552,400	一冊4,500円
利 息	10,000	18,905	△ 8,905	定期預金・普通預金 利息
事業活動収入計	8,410,000	7,816,505	593,495	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	摘 要
2. 事業活動支出				
名簿印刷費	3,300,000	0	3,300,000	2,000冊
名簿発送費	1,000,000	0	1,000,000	
会議費	200,000	6,400	193,600	
通信費	2,000,000	1,723,468	276,532	調査カード発送・受取人払等
一般印刷費	1,500,000	1,351,015	148,985	調査カード印刷代 他
消耗品費	100,000	24,828	75,172	プリンタトナーカートリッジ代
傭人費	300,000	50,000	250,000	アルバイト代
備品購入費	400,000	362,250	37,750	パソコン・プリンタ購入
雑 費	400,000	80,120	319,880	
事業活動支出計	9,200,000	3,598,081	5,601,919	
II. 予備費支出	11,563,179	0	11,563,179	
当期収支差額	△ 12,353,179	4,218,424	△ 16,571,603	
前期繰越収支差額	12,353,179	12,353,179	0	
次期繰越収支差額	0	16,571,603	△ 16,571,603	

貸借対照表総括表

平成27年 3 月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	名簿会計	合 計
I 資産の部			
1. 流動資産			
預 金	12,995,952	16,571,603	29,567,555
未収金	5,583,372	0	5,583,372
流動資産合計	18,579,324	16,571,603	35,150,927
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	60,000,000	0	60,000,000
土 地	190,000,000	0	190,000,000
基本財産合計	250,000,000	0	250,000,000
資産合計	268,579,324	16,571,603	285,150,927
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	268,579,324	16,571,603	285,150,927
(うち基本財産への充当額)	(250,000,000)	0	(250,000,000)
正味財産合計	268,579,324	16,571,603	285,150,927
負債及び正味財産合計	268,579,324	16,571,603	285,150,927

正味財産増減計算書総括表

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	名簿会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	11,875,570	7,816,505	19,692,075
経常費用	10,304,297	3,598,081	13,902,378
当期経常増減額	1,571,273	4,218,424	5,789,697
2. 経常外増減の部			
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,571,273	4,218,424	5,789,697
一般正味財産期首残高	267,008,051	12,353,179	279,361,230
一般正味財産期末残高	268,579,324	16,571,603	285,150,927
II 正味財産期末残高	268,579,324	16,571,603	285,150,927

監査報告書

平成27年4月21日

一般社団法人 明新会

理事長 田中廣昌 殿

監事 藤井健夫 

監事 浅井和成 

監事 山川均 

私たち監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

平成27年度事業計画

平成27年 4月21日(火) 平成26年度会計監査

24日(金) 第1回理事会

5月22日(金) 第17回ようこそ先輩

23日(土) 第64回明新会通常総会(フェニックス・プラザ)

27日(水) 明新会福井市役所支部総会(ホテルフジタ福井)

明新会会員名簿発刊(2015年版)

明新会略史「一統一」発刊

6月19日(金) 第2回新代議員総会及び理事会並びに

第64回明新会通常総会反省会(ユアーズホテルフクイ)

27日(土) 東京明新会総会(東海大学校友会館)

7月5日(日) 金沢明新会総会(アパホテル金沢駅前)

10月3日(土) 近畿明新会総会(ハイアットリージェンシー京都)

24日(土) 第3回理事会

11月14日(土) 中京明新会総会(中日パレス)

平成28年 1月16日(土) 理事会及び代議員総会

2月27日(土) 平成29年度第65回通常総会幹事学年打合せ会(平成2年卒)

3月1日(火) 第67回卒業式・明新会入会式

明新会報発刊(第63号)

日() 明新会県庁支部総会

「各常任委員会については、それぞれ月1回程度を目安に適宜開催するものとする。」

平成27年度一般会計収支予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入	(5,678,372)	(5,874,775)	(△ 196,403)	
基本財産受取利息	95,000	162,000	△ 67,000	定期預金利息
基本財産受取賃貸料	5,583,372	5,712,775	△ 129,403	藤島高校グラウンド土地
②受取会費	(3,700,000)	(3,720,000)	(△ 20,000)	
継続会費	2,000,000	2,000,000	0	継続会費@3,000
新入会員会費	1,700,000	1,720,000	△ 20,000	@5,000×340名分
③受取寄付金	(0)	(50,000)	(△ 50,000)	
④雑収益	(342,000)	(455,000)	(△ 113,000)	
一般財産受取利息	2,000	5,000	△ 3,000	普通預金利息
創立150周年記念誌	40,000	50,000	△ 10,000	創立150周年記念誌・写真集代
雑収益	300,000	400,000	△ 100,000	総会お祝金 等
事業活動収入計	9,720,372	10,099,775	△ 379,403	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
2. 事業活動支出				
①公益目的事業費	2,400,000	2,000,000	400,000	内訳(2)
② (一般事業費)	(5,211,900)	(5,543,400)	(△ 331,500)	
租税公課	1,651,900	1,693,400	△ 41,500	固定資産税・都市計画税
会報発行費	2,000,000	2,000,000	0	印刷・発送代(第63号) 等
慶弔費	50,000	50,000	0	橋本左内先生生誕祭・墓前祭等
支部強化費	900,000	900,000	0	支部文化事業費 等
総会費	200,000	200,000	0	第65回総会準備金(平成元年卒)
諸会議費	300,000	300,000	0	理事会・総会 会議費 等
広告費	10,000	300,000	△ 290,000	広告代 等
雑 費	100,000	100,000	0	表彰者への記念品代 等
③ (管理費)	(3,790,000)	(3,430,000)	(360,000)	
印刷費	700,000	100,000	600,000	封筒・賞状用紙印刷代 等
消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品購入
通信費	150,000	200,000	△ 50,000	会議案内発送 等
旅費交通費	200,000	200,000	0	支部総会出席への旅費
給料手当	2,000,000	2,400,000	△ 400,000	事務員手当
福利厚生費	600,000	200,000	400,000	社会保険・労働保険料・共済退職金掛金
備品購入費	10,000	100,000	△ 90,000	
雑 費	100,000	200,000	△ 100,000	
事業活動支出計	11,401,900	10,973,400	428,500	
II 予備費支出	16,897,796	16,134,426	763,370	
当期収支差額	△ 18,579,324	△ 17,008,051	△ 1,571,273	
前期繰越収支差額	18,579,324	17,008,051	35,587,375	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(2)平成27年度公益目的事業費支出の部予算額内訳

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
育英文化事業費	(1,500,000)	(1,500,000)	0	
	100,000	80,000	20,000	図書購入費
	0	100,000	△ 100,000	オープンスクール経費補助
	600,000	500,000	100,000	卒業生激励費 ・卒業証書ホルダー ・部活動・皆勤賞表彰記念品
	800,000	820,000	△ 20,000	教育振興費
講演会費	500,000	500,000	0	総会記念講演会費(会場費等) 総会お知らせ広報代
管 理 費	400,000	0	400,000	
合 計	2,400,000	2,000,000	400,000	

平成27年度名簿会計収支予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
広告協賛費	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	
一般賛助費	1,000,000	1,000,000	0	
名簿代金	2,000,000	5,400,000	△ 3,400,000	一冊4,500円
利 息	10,000	10,000	0	定期預金・普通預金 利息
事業活動収支計	4,010,000	8,410,000	△ 4,400,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
2. 事業活動支出				
名簿印刷費	3,300,000	3,300,000	0	
名簿発送費	1,500,000	1,000,000	500,000	
会議費	200,000	200,000	0	
通信費	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	
一般印刷費	1,500,000	1,500,000	0	
消耗品費	100,000	100,000	0	
備人費	300,000	300,000	0	
備品購入費	100,000	400,000	△ 300,000	
雑 費	200,000	400,000	△ 200,000	
事業活動支出計	8,200,000	9,200,000	△ 1,000,000	
II 予備費支出	12,381,603	11,563,179	818,424	
当期収支差額	△ 16,571,603	△ 12,353,179	△ 4,218,424	
前期繰越収支差額	16,571,603	12,353,179	4,218,424	
次期繰越収支差額	0	0	0	

一般社団法人 明新会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人明新会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、福井県立藤島高等学校の教育を助成し、会員への連絡、研修を行い、会員相互の啓発を図るとともに、同校の発展を支援し、もって社会の教育、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福井県立藤島高等学校との連携と支援
- (2) 会員への連絡と研修
- (3) 出版物、会報の発行
- (4) 教育文化に関する講演会、研究会及び文化講座の開催
- (5) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の種類の会員を置く。

(1) 普通会員

旧福井県立福井中学校、旧福井県立福井高等女学校、旧福井県立福井第一高等学校及びこれらの併設中学校並びに福井県立藤島高等学校のそれぞれの卒業生及びこれに準ずる者のうち、この法人の目的、事業に賛同して入会した個人

(2) 特別会員

前項に記載の各学校の教職員又は元教職員の中から理事会において推薦された個人

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の普通会員として入会を希望する者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、普通会員は総会の決議により別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員は会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、その理由を問わず返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他重大な非違行為があったとき。

(代議員)

第10条 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する社員をいう。以下同じ。）は、概ね普通会員300人の中から1人の割合で選出される代議員をもって社員とする（端数の取り扱いについては理事会で定める。）。

2 代議員を選出するため、普通会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。普通会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、普通会員は他の普通会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、2年毎に5月に実施するものとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当

該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなることに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - （1）当該候補者が補欠の代議員である旨
 - （2）当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - （3）同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了の時までとする。
- 9 普通会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - （1）一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - （2）一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - （3）一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - （4）一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - （5）一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
 - （6）一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - （7）一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
 - （8）一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（代議員資格の喪失）

第11条 代議員は、第8条、第9条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- （1）普通会員の資格を失ったとき
- （2）第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき
- （3）総代議員が同意したとき
- （4）当該代議員が死亡したとき

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、第10条に定めるすべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は少なくとも1週間前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を書面若しくは電磁的方法をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代

議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。

(決議などの告知)

第20条 総会の議事の要項及び議決した事項は、書面若しくは電子公告により会員に知らせる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名押印する。

(傍 聴)

第22条 代議員以外のすべての会員は、議長が会場の都合その他これに類する事情により傍聴を制限した場合を除き、総会を傍聴することができる。

第5章 役 員

(役 員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって代議員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順によってその職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、その前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としてその権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第29条 この法人には顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人に功労のあった者、又は学識経験者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の遂行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選任及び解任

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第34条 理事会の議長は理事長とする。

2 理事会の議事については議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属及び剰余金の非分配)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

第42条 この法人の運営及び本定款の施行に必要な規定又は細則は、本定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定めることができる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代議員・理事・監事及び理事長は別紙の通りとする。
- 3 法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成26年6月13日 再改正

代議員選挙規定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条

この規定は、一般社団法人 明新会（以下「本会」という。）の代議員の選挙を公正に行うため、定款第 10 条第 2 項に基づき必要な事項を定める。

(選挙権)

第 2 条

代議員の選挙権は、定款第 5 条第 1 号の普通会員（以下「普通会員」という。）が有する。

(被選挙権)

第 3 条

代議員選挙の被選挙権は、自ら立候補した普通会員（以下「候補者」という。）が有する。

第 2 章 代議員選挙

(代議員の選挙)

第 4 条

代議員は、定款並びにこの規定に基づく選挙(以下「選挙」という。)により選出する。

(代議員の定数と選挙管理委員)

第 5 条

理事会は、代議員の任期満了年の 1 月中に、定款第 10 条第 1 項に基づき次期代議員の定数を定め、選挙管理委員 3 名を任命する。

2 理事会は、補欠の代議員若干名の数を定めることができる。

3 選挙管理委員が代議員選挙の候補者となったときは（第 6 章の推薦による場合を含む）、その届出または推薦の日に選挙管理委員の職を辞したものとみなす。この場合、理事会は欠員の選挙管理委員を補充する任命をしなければならない。

(選挙管理委員会)

第 6 条

選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を構成し、委員会は、選挙に関する事務を管理執行する。

2 委員会は、委員の互選により、委員会を総理、代表する委員長を選任する。

3 委員の任期は、第 5 条により次期の委員が選任されるときまでとする。

第 3 章 選挙手続

(選挙の方法)

第 7 条

選挙の方法は以下によるのを通則とする。

- (1) 届出、投票その他委員会に対する意思表示は、出頭または郵便によるものとし、その場所は本会の事務局とする。
- (2) 立候補期間は、代議員の任期満了年の3月中の1週間とする。
立候補届出は、期間内に委員会に到達しなければならない。(以下「到達主義」という。)
委員会は、立候補者の氏名と選挙実施の有無を定款第41条に従い公告する。
- (3) 選挙を行うべき場合、投票期間は、前号の公告をした日から2週間以上後とする4月中の1週間(到達主義)とする。候補者名簿と所定の投票用紙は会報に同封して発送する。
- (4) 投票は、当選を可とする者を単記し、選挙人名は無記名とする。
- (5) 委員会は、投票締切り後から代議員の任期満了年の総会の日までに開票を行う。
- (6) 委員会は、代議員の任期満了年の総会の日までに選挙の効力を確定させる選挙会を行い、当選を可とする得票数の多い順に当選者を確定し、代議員の定数に達する直前に得票同数となった場合(得票数0を含む。)は、クジにより当選者を確定し、結果を定款第41条に従い公告する。
- (7) その他の事項は、公職選挙法の例による。
- (8) 事故、天変地異その他やむをえない外部的事情のある場合、委員会は、選挙の投票方法、期日、期間、場所などを変更することができる。

(公告事項)

第8条

委員会は、代議員の任期満了年の1月中に、次の事項を定め、定款第41条に従い公告しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、理事会の承認を得て前記時期を変更することができる。

- (1) 任命された選挙管理委員の氏名、選任された選挙管理委員長の氏名。
- (2) 理事会が定めた代議員の定数、補欠の代議員の数が定められたときはその数、委員会が定めた選挙期日、期間及び選挙の方法場所に関する事項
- (3) 候補者の届出に関する事項。
- (4) 届出、投票その他委員会に対する意思表示は、出頭または郵便によるものとし、その場所は本会の事務局とし、到達主義とすること。
- (5) その他必要と認めた事項。

第4章 立候補届等

(立候補の届出)

第9条

第3条の候補者になろうとする者は、他の候補者の推薦人と重複しない普通会員である推薦人5名以上の推薦があることを証して、立候補届書を第8条による選挙公告で定められた届出期間内に委員会に届出なければならない。

(立候補の辞退)

第10条

候補者が立候補を辞退しようとするときは、次条第1項の公告後1週間以内に、辞退届出書を委員会に届出なければならない。但し、立候補者に不測の事態が生じ、委員会が相当と認めた場合には、この限りではない。

(立候補並びにその辞退の公告)

第 1 1 条

立候補の届出があったときは、委員会は立候補期間満了後直ちに候補者の氏名及び選挙の有無を本会事務局に掲示し、定款第 41 条に従い公告しなければならない。

2 前条の辞退届があったときも同様とする。

第 5 章 投票及び開票

(選挙の方法)

第 1 2 条

選挙は投票の方法により、候補者全員について行う。

2 投票は記名式で 1 人 1 票とし、投票者を判断できる記載をしてはならないものとする。

(投票の効力)

第 1 3 条

次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いなかったもの。
- (2) 被選挙人名を確認できず、もしくは候補者名簿と一致しないもの。
- (3) 前条第 2 項に違反するもの。

(開票)

第 1 4 条

開票は総会の議場もしくは委員会が定めた場所で委員会が行う。

(当選の確定)

第 1 5 条

当選者の確定は、委員会が、第 7 条第 6 号により開催する選挙会で行う。

(選挙会)

第 1 6 条

候補者の数が選挙する代議員と同数もしくはそれ以下の場合には、投票を行わず、委員会は第 7 条第 6 号に準じ当選者を確定する選挙会を行う。

(就任の届出)

第 1 7 条

当選者は、当選確定後速やかに委員会に就任承諾書を届出なければならない。

2 当選者が、当選確定の日から 1 週間以内に前項の届出をしないときは、その者は代議員に就任しないものとみなす。

(繰上当選)

第 1 8 条

当選者が、前条で定める期間内に就任しなかったとき、選挙の日から起算して 6 ヶ月以内に辞任もしくは死亡し、又は退会したときは、次点者をもって当選者とする。次点者が複数ある場合は、委員会が

クジを行い次点者を決定する。

(就任の公告)

第19条

委員会は、新たに代議員に就任した者の氏名を速やかに本会事務局に掲示し、定款第41条に従い公告しなければならない。

第6章 推薦候補者

(候補者の推薦)

第20条

第11条による候補者の数が改選する代議員の数に満たないときは、立候補者全員を当選者とし、満たない数につき、代議員推薦委員会から推薦された者を総会に諮ってこれを選任する。

2 代議員推薦委員は、総会が委嘱する。

3 代議員推薦委員は、理事長及び代議員の中から互選された者5名以内並びに理事長の推薦した普通会员3名以内とする。

4 理事長は、代議員推薦委員会の議長となる。

5 推薦委員の任期は、第5条第1項及び同6条第3項を準用する。

(代議員推薦委員会)

第21条

代議員推薦委員会は、普通会员、支部及び常任委員会などの普通会员の団体より推薦された普通会员の中から、代議員候補者を推薦する。

2 推薦にあたっては、本会活動の実績、本会運営に対する意欲を考慮するとともに、年齢、所在地域のバランスに配慮する。

3 代議員推薦委員会は、被推薦者の氏名を選挙管理委員会に通知する。

第7章 補 則

第22条 代議員の補欠選任については、この規定による。

第23条 第17条は、第18条により選任されたものに準用する。

第24条 本規定による届出書、承諾書の書式は、別紙様式1ないし3のとおりとする。

第25条 本規定は、理事会の議決により変更することができる。

附則

本規定は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）以降において、理事会が本規定を決議した日から施行する。

2 本規定による最初の選挙の関係期日のうち平成25年4月1日以前となるものは、「同日以降の速やかな期日」と読み替えるものとする。

平成25年度・26年度 代議員名 列 (卒業年順)

氏 名	卒業年
奥 田 光 子	昭和24
巨 椋 和 子	昭和24併
安 達 貢	昭和27
加 藤 千嘉司	昭和27
粟 田 博 子	昭和27
牧 野 寿美子	昭和27
田 中 廣 昌	昭和28
島 田 幸 子	昭和28
吉 岡 正 巳	昭和29
伊 坂 禮 二	昭和31
折 尾 ひろみ	昭和31
坂 手 一 成	昭和31
伊 与 博 子	昭和32
西 出 俊 亮	昭和32
田 中 英 幸	昭和33
吉 川 侃 利	昭和33
竹 澤 寿満子	昭和33
帰 山 美智栄	昭和34
佐 藤 秀 紀	昭和34
前 田 康 博	昭和34
後 藤 善 弘	昭和34
徳 岡 美智子	昭和35
福 野 幸 央	昭和36
河 原 年	昭和36
河 合 悟 郎	昭和37
藤 井 健 夫	昭和37
西 山 聞 一	昭和37
勝 木 健 俊	昭和38
小 林 昭 子	昭和38
井 上 勝 幸	昭和38
朝 日 恵 子	昭和39
田 辺 義 輝	昭和39
池 田 千 鳥	昭和40
黒 田 外来彦	昭和41
安 部 文 恵	昭和41
大久保 優 子	昭和42
山 下 秀 雄	昭和42
森 下 篤 郎	昭和42
今 村 善 孝	昭和43
吉 田 優一郎	昭和44
片 山 外 一	昭和45
増 永 泰一郎	昭和46
小 林 和 美	昭和46
杉 下 玲 子	昭和47
小 森 富 夫	昭和47
八 田 幸 明	昭和47

氏 名	卒業年
浅 井 和 成	昭和48
漆 崎 與	昭和48
田 中 住 江	昭和48
宮 本 健 治	昭和48
森 近 悦 治	昭和48
吉 村 匡 弘	昭和48
栗 原 美 幸	昭和49
近 藤 克 則	昭和49
木 川 直 美	昭和50
笹 木 竜 三	昭和50
飛 田 康 裕	昭和50
中 屋 和 明	昭和51
牧 田 進 一	昭和51
青 木 雅 恵	昭和53
武 川 英 雄	昭和53
二本木 俊 英	昭和53
川 崎 しのぶ	昭和54
野 坂 佳 生	昭和54
山 川 均	昭和54
上 田 祐 広	昭和55
酒 井 博 美	昭和55
前 川 嘉 宏	昭和56
揚 原 安 麿	昭和57
富 澤 宏 二	昭和57
福 岡 秀 樹	昭和57
佐 野 洋 介	昭和58
黒 田 左和子	昭和58
森 本 一 良	昭和59
四ツ井 昌 子	昭和59
小笠原 弘	昭和60
西 村 綾 仁	昭和60
黒 川 俊 之	昭和61
武 本 直 子	昭和61
滝 波 靖 弘	昭和62
南 部 隆 幸	昭和62
関 谷 芳 文	昭和63
岡 島 尚 司	平成 1
水 野 慎太郎	平成 2
田 中 清 美	平成 3
服 部 良 男	平成 3
稲 木 利 恵	平成 4
苅 谷 紀 亮	平成 4
吉 田 礼 士	平成 5
吉 田 未 来	平成 8

以上90名



校歌斉唱

福井中学校第二校歌

藤村 作 作詞
福井 直秋 作曲

一、見よ／＼白山

輝く秀峰 千古に聳ゆそび

あゝ わが徳

け崇き姿に たぐへて修めん

福中 福中 わが名のほこり

二、聞け／＼九頭龍

滔々淙々 不盡の流れふじん

あゝ わが智を

廣さと深さに ならひて磨かん

福中 福中 わが名のほこり

三、仰げよ先賢

精忠義貞 大節左内せいちゅうよしだ

あゝ この両公

不滅の足跡 慕ひて歩まん

福中 福中 わが名のほこり

福井高等女学校校歌

(勝見時代)

松村 範三 作歌

一、そそり立ちたる白嶺の姿

け高くうつる学びの窓に

永遠の理想をむねに描きつとわ

ともに勉めむ学びの業を

二、たぎち流るる足羽の川の

清らにめぐる教えの庭に

永遠の生命を胸に宿しつとわ

ともに励まむ学びのわざを

三、朝な夕なにわれらをつつむ

自然の霊のみちびくまにたまた

日本女性の道をきわめてやまとおみな

勉めはげまむいざ／＼共に

藤島高等学校校歌

熊谷太三郎 作詞
下総 皖一 作曲

一、越の三川あつまりて

日本海をさすところ

清き泉の玉と湧く

福井のほとり 地をしめて

いそしむわれら若人の

夢はるかなり白山連峰

二、ときはの森の足羽山

ふもとに眠る橋本が

新しき世を迎へむと

若き魂かたむけし

明道館の流れくむ

校風とはに光あり

三、庭にしたしむプラタナス

緑だけつつ年ふれば

戦火の跡の今いづこ

豊つらねて栄えゆく

郷土にわれらうち立てむ

祖国みちびく新精神